浜田市の給与・定員管理等について

１　総括

⑴ 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 49,678	千円 39,235,546	千円 844,274	千円 6,031,783	% 15.4	% 14.7

⑵ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 554	千円 2,222,807	千円 348,808	千円 884,955	千円 3,456,570	千円 6,239	千円 5,874

（注）１ 職員手当には退職手当を含まない。
２ 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３ 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

⑶ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

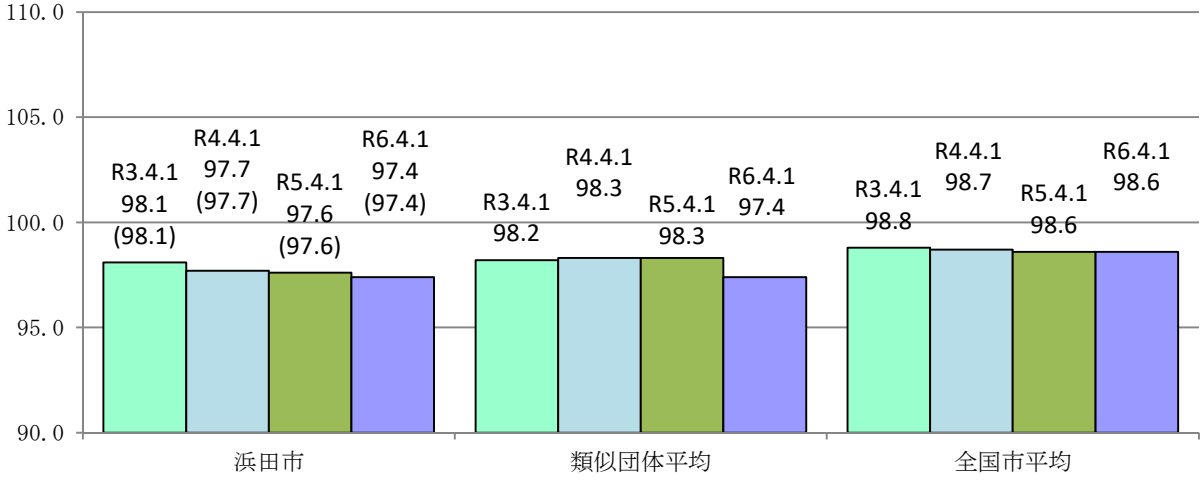

（注）１ ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２ （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
３ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
４ ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

該当なし

⑷ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

［　実施　］

（給料表の改定実施時期）　平成27年４月１日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層にかかる1級の全号給及び2級の初任給に係る号給については引下げは行わない。3級以上の級の高位の号給について、最大で4%程度の引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
　他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び浜田市の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、浜田市においては0%。
※浜田市は、施行日以前においても地域手当の支給割合は0%であり、改正はなし。

（実施時期）平成27年４月１日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28～令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %
浜田市の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %

③ その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年４月１日実施）

⑸ 特記事項

該当なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

⑴ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
浜田市	44.6　歳	331,015　円	385,077　円	356,346　円
島根県	42.1　歳	316,271　円	385,338　円	342,826　円
国	42.4　歳	323,823　円	－	405,378　円
類似団体	41.6　歳	315,593　円	372,997　円	342,418　円

② 技能労務職

区分		平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
浜田市		56.6 歳	9 人	362,000　円	392,384 円	369,056　円
	うち清掃職員	58.6 歳	2 人	376,150　円	390,635 円	385,400　円
	うち用務員	56.1 歳	4 人	345,475　円	350,515 円	347,100　円
	うち自動車運転手	55.8 歳	3 人	374,600　円	449,375 円	387,433　円
島根県		－ 歳	－ 人	－　円	－　円	－　円
国		51.2 歳	1,829 人	288,144　円	－	330,553　円
類似団体		53.2 歳	10 人	304,456　円	329,329 円	316,820　円

③ 教育職（小中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜田市	40.5　歳	277,840　円	290,300　円
島根県	43.6　歳	359,893　円	402,520　円
類似団体	41.4　歳	306,764　円	334,561　円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

⑵ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		浜田市	島根県	国
一般行政職	大学卒	187,300 円	197,561 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	167,756 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	163,200 円	－	－

⑶ 職員の経験年数別・学齢別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政職	大学卒	257,400 円	355,020 円	391,117 円	412,200 円
	高校卒	220,900 円	320,760 円	360,267 円	402,550 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	373,075 円

（注）　当該階層の職員が3人以下の場合は、近似の階層を含めた平均額である。なお、近似の階層にも該当がない場合は－印で示している。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

⑴ 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	35人	9.6%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	23人	6.3%	208,000円	305,200円
3級	主任主事、主任技師	59人	16.1%	240,900円	351,000円
4級	係長、専門企画員、専門技術員、主任主事、主任技師	129人	35.2%	271,600円	382,000円
5級	係長、専門企画員、専門技術員	50人	13.7%	295,400円	394,000円
6級	課長、室長	56人	15.3%	323,100円	411,300円
7級	部長、支所長	14人	3.8%	365,500円	446,200円

（注）1 浜田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

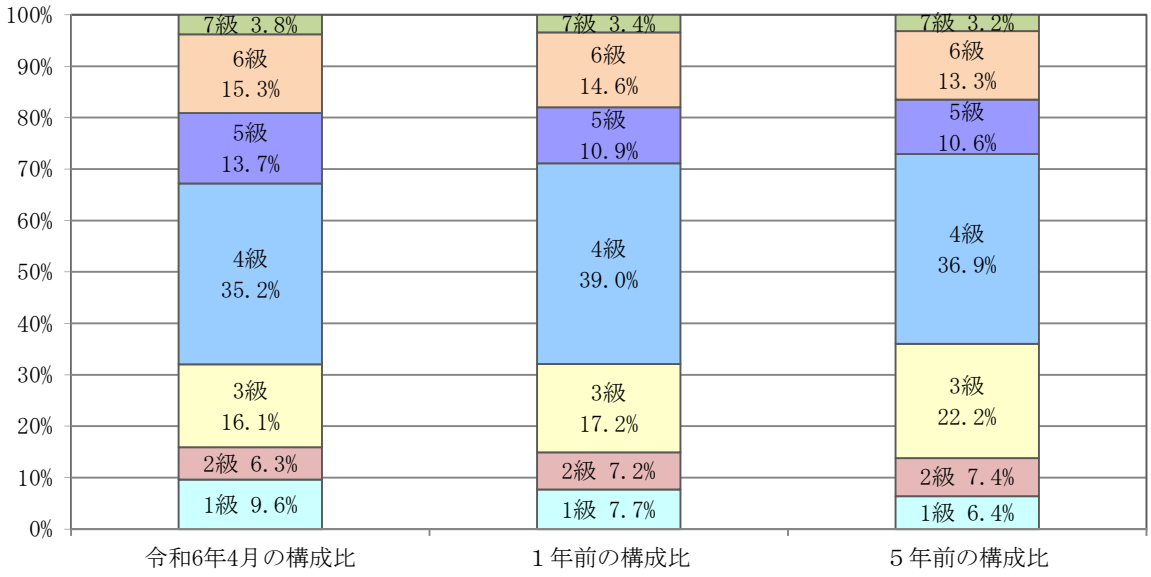

（注）　平成18年度に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

⑵ 国との給料表カーブ比較（行政職（一））　（令和6年4月1日現在）

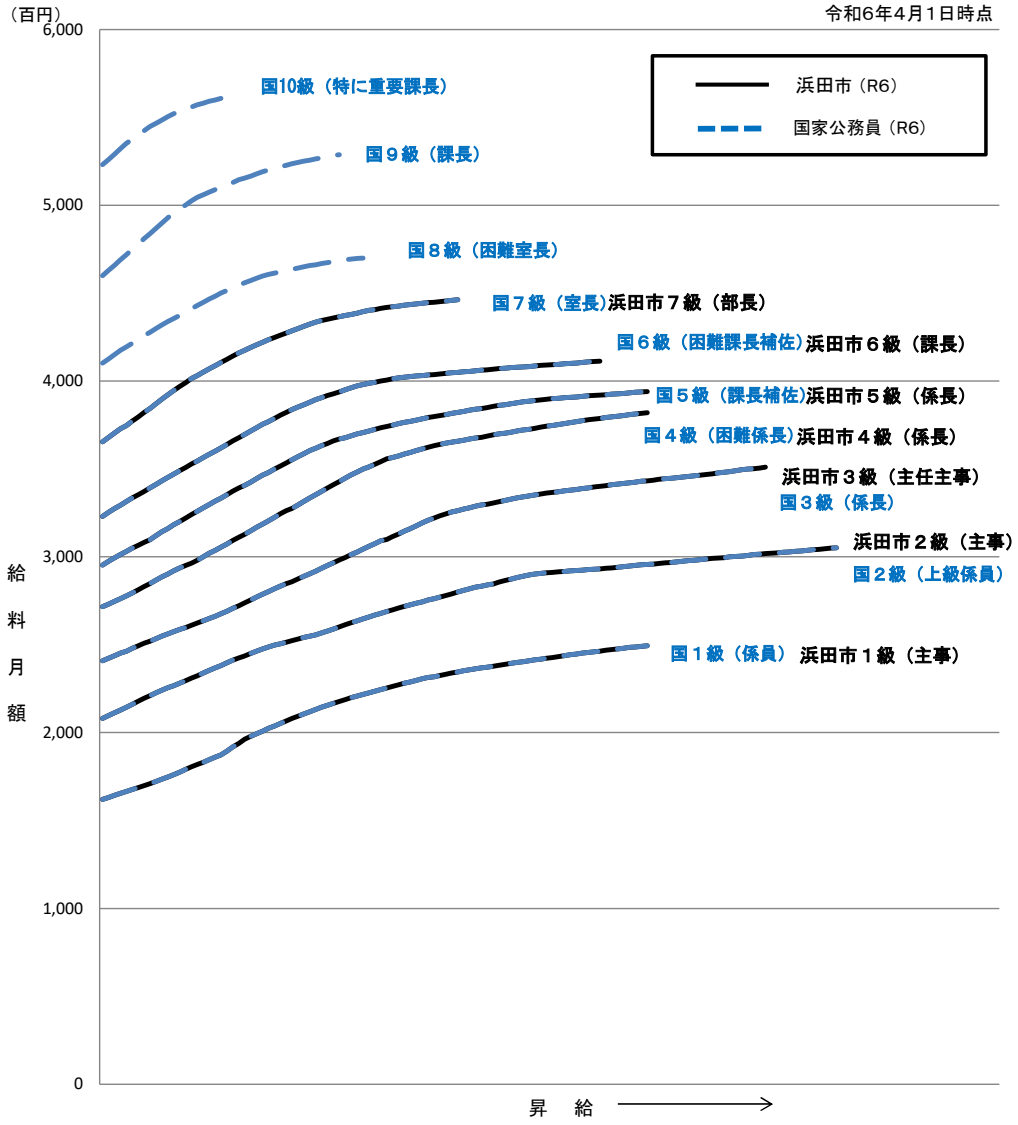

⑶ 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

⑴ 期末手当・勤務手当

浜　田　市	島　根　県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,525　千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,567　千円	－
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.35　月分　1.95　月分 (1.20) 月分　(1.05) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

⑵ 退職手当（令和6年4月1日現在）

浜　田　市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～		その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
早期退職優遇制度（割増率15～30%）					
1人当たり平均支給額					
6,040 千円		20,159 千円			

（注）　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑶ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,835 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		945,124 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
広島県広島市	10 %	0 人	10 %
医師	16 %	4 人	16 %

⑷ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			15,864 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			110,169 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			24.4 %	
手当の種類（手当数）			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
強制執行手当	強制執行を行った職員	強制執行	10 千円	1件当たり500円
防疫作業等従事手当	防疫作業等に従事した職員	防疫作業等	8,120 千円	1日につき500円 新型コロナウイルス感染症の患者等の対応業務は1日につき3,000円（患者等に直接又は長時間接触する業務は4,000円）
火葬場業務従事手当	死体の火葬に従事した職員	火葬	－ 千円	1体につき3,500円
死体処理手当	死体の処理に従事した職員	死体処理	－ 千円	行旅死亡人1回3,000円 その他1回1,500円
犬・猫等死体処理手当	犬・猫等の死体収集作業に従事した職員	犬・猫等死体収集	23 千円	1体につき200円
危険物取扱手当	法令等の定める資格を有する職員	その資格を有しなければ従事することができない業務に従事した場合	32 千円	1回につき70円
危険作業従事手当	ごみ処理施設又はし尿処理施設に勤務する職員	危険作業に従事した場合	6 千円	1日につき300円
消防出勤手当	消防職員	火災、救急及び救助業務等災害に出動したとき	2,702 千円	1回につき200円 救急救命士は1回100円を加算
医師手当	医師	診療所での勤務	4,933 千円	正規の勤務時間内の業務は1日につき6,000円（弥栄診療所は7,000円） 正規の勤務時間外の診療は1日につき7,500円
放射線取扱手当	診療所に勤務する職員（医師を除く。）	放射線業務に従事するとき	38 千円	1日につき230円

⑸ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	124,922　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	228　千円
支給実績（令和4年度決算）	137,380　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	261　千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑹ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級　66,400円 主管課長級　54,000円 課長級　41,600円 診療所の所長　51,400円	異なる	俸給の特別調整額（46,300円～139,300円）	47,880 千円	569,999 円
初任給調整手当	医療職に限り414,800円の範囲内	同じ		13,964 千円	4,654,720 円
扶養手当	(1) 配偶者　6,500円 (2) 子　10,000円 (3) 父母等　6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		78,190 千円	253,864 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃－12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃－23,000円)×1/2 ＋11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	異なる	手当額の上限及び支給対象となる家賃の下限	34,338 千円	266,186 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額　55,000円/月	異なる	交通用具の使用距離区分	43,262 千円	89,756 円
単身赴任手当	異動又は公署の移転の直前の住居から異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活している者 30,000円/月 ※ 100km以上は距離に応じた加算有り	同じ		0 千円	0 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対し支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法	16,192 千円	144,567 円
宿日直手当	宿日直勤務　1回につき 4,400円 (5時間未満の場合は1/2) ※医療職　1回につき21,000円 (5時間未満の場合は1/2)	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級　6,000円 課長級　4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級　6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長・主管課長級　6,000円 課長級　4,000円	異なる	支給区分及び支給額	251 千円	8,097 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき　3,970円～6,620円	同じ		－ 千円	－ 円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置実施のため国又は他の公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき　3,970円～6,620円	同じ		－ 千円	－ 円
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき　3,970円～6,620円	同じ		－ 千円	－ 円

５ 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	860,000 円	989,000 円 ／ 587,300 円
	副市長	710,000 円	816,000 円 ／ 594,000 円
報酬	議長	450,000 円	580,000 円 ／ 332,000 円
	副議長	380,000 円	510,000 円 ／ 290,000 円
	議員	350,000 円	480,000 円 ／ 260,000 円
期末手当	市長 副市長	（令和5年度支給割合）	3.3 月分
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合）	3.3 月分
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）　（支給時期）
	市長	在職期間1年につき給料月額×450/100	1,548.0 万円　任期毎に支給
	副市長	在職期間1年につき給料月額×270/100	766.8 万円　任期毎に支給
	備考		

（注）1　退職手当の「１期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

⑴ 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数（令和5年）	職員数（令和6年）	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般会計部門	議　会	6	6	0	
		総務・企画	131	131	0	
		税　務	32	31	▲1	減員
		民　生	63	63	0	
		衛　生	43	39	▲4	減員、事務の統廃合縮小
		労　働	2	2	0	
		農林水産	35	38	3	欠員復元、業務量の増加
		商　工	27	24	▲3	欠員、減員
		土　木	46	47	1	業務量の増加
		小　計	385	381	▲4	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　76.69 人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　74.21 人）
	教育部門		45	48	3	業務量の増加
	消防部門		123	125	2	業務量の増加
	小　計		553	554	1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　111.52 人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　92.30 人）
公営企業等会計部門	病　院		8	9	1	業務量の増加
	水　道		20	21	1	欠員復元
	下水道		11	10	▲1	減員
	その他		21	19	▲2	欠員、減員
	小　計		60	59	▲1	
合　計			613 ［ 841 ］	613 ［ 695 ］	0 ［ ▲146 ］	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　123.39 人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。
　　2 ［　］内は、条例定数の合計である。

⑵ 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

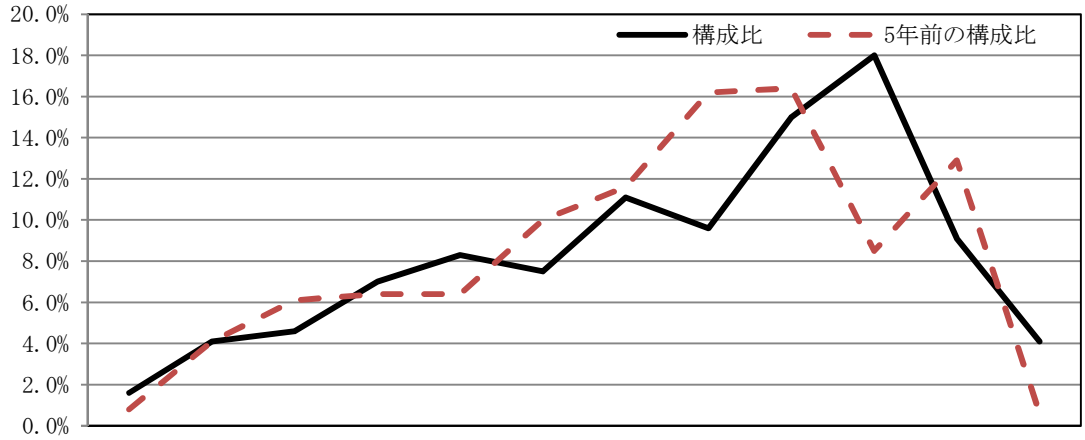

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 10	人 25	人 28	人 43	人 51	人 46	人 68	人 59	人 92	人 110	人 56	人 25	人 613

（注）　5年前の構成比は、平成31年4月1日現在の構成比です。

⑶ 職員数の推移

部門＼年度		平成31年	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率
一般行政	職員数	419	402	398	384	385	381		
	増　減	－	▲17	▲4	▲14	1	▲4	▲38	▲9.1%
教　　育	職員数	54	50	46	43	45	48		
	増　減	－	▲4	▲4	▲3	2	3	▲6	▲11.1%
消　　防	職員数	125	124	123	122	123	125		
	増　減	－	▲1	▲1	▲1	1	2	0	0.0%
普通会計計	職員数	598	576	567	549	553	554		
	増　減	－	▲22	▲9	▲18	4	1	▲44	▲7.4%
公営企業等会計計	職員数	63	60	60	59	60	59		
	増　減	－	▲3	0	▲1	1	▲1	▲4	▲6.3%
総合計	職員数	661	636	627	608	613	613		
	増　減	－	▲25	▲9	▲19	5	0	▲48	▲7.3%

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損失又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 1,637,406	千円 138,251	千円 143,909	% 8.8	% 10.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費　29,678 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
5年度	人 21	千円 85,948	千円 11,896	千円 34,646	千円 132,490	千円 6,309

(参考)市町村 平均一人当たり給与費
千円 6,118

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	45.4　歳	339,371　円	514,928　円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

浜　田　市	浜　田　市　(一般行政職)
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,604　千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,525　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.375) 月分 勤勉手当　2.05　月分　(0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.375) 月分 勤勉手当　2.05　月分　(0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

浜　田　市			浜　田　市　(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 早期退職優遇制度（割増率15～30%）		その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 早期退職優遇制度（割増率15～30%）	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	6,040 千円	20,159 千円

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者数が少ないため公表しない。
2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

※ 在勤地域に対する地域手当に関しては、該当なし。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			12 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			1,366 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			42.9 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道技術職（水源係）	危険物の取扱業務に従事したとき	1 千円	1日につき 70円
緊急出動手当	一般行政職 水道技術職(工務係、水源係、計画係)	突発的な事故等に対応するため、時間外又は休日に勤務を命ぜられ当該業務に従事したとき	14 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	5,229 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	291 千円
支給実績（令和4年度決算）	5,995 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	333 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 主管課長級 54,000円 課長級 41,600円	同じ		1,944 千円	648,000 円
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 (3) 父母等 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		2,128 千円	304,000 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃－12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃－23,000円)×1/2 ＋11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		2,145 千円	306,429 円

通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	同じ		437 千円	39,765 円
管理職員 特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級 6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円	同じ		－ 千円	－ 円

⑵ 工業用水道事業

工業用水道事業については、該当する職員数が少ないため公表なし。
制度等は、上水道事業職員と同様。

⑶ 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損失又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 －	千円 －	千円 －	%	% －

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 － 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
5年度	人 －	千円 －	千円 －	千円 －	千円	千円

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	41.0 歳	329,430 円	512,875 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浜　田　市	浜　田　市　（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） － 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,525　千円
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

浜　田　市			浜　田　市　（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～		その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～	
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）		
早期退職優遇制度（割増率15～30%）			早期退職優遇制度（割増率15～30%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
ー　千円	ー　千円		6,040　千円	20,159 千円	

（注）　1 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者数が少ないため公表しない。
　　2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

※ 在勤地域に対する地域手当に関しては、該当なし。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

※ 特殊勤務手当に関しては、該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	－ 千円
支給実績（令和4年度決算）	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	－ 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　2 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 主管課長級 54,000円 課長級 41,600円	同じ		－ 千円	－ 円
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 (3) 父母等 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		－ 千円	－ 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃－12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃－23,000円)×1/2 ＋11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		－ 千円	－ 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	同じ		－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級 6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円	同じ		－ 千円	－ 円